

岩手県告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨釜石市長から届出があった。

平成21年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

釜石市唐丹町字向に編入する区域

釜石市唐丹町字向89のロ、90の3、90の4、91、92及びこれらの区域に隣接介在する水路の地先の公有水面埋立地4,578.10平方メートル

備考 関係図面は、釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。